

2020年2月18日

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室 御中

2020年度（令和2年度）輸入食品監視指導計画（案）に対する意見

日本生活協同組合連合会  
執行役員 二村 睦子

（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

輸入食品の安全確保は、生活協同組合や組合員にとって大きな関心事であり、当会は毎年、輸入食品監視指導計画（案）への意見を提出しています。

近年の輸入食品届出件数・重量推移の特徴は、「重量は横ばいだが、届出件数は増加している」点が挙げられ、少量・高付加価値の加工食品の輸入件数増加がその一因です。TPP11協定を始めとする経済連携協定の推進やオリンピック・パラリンピックの開催により、食のグローバル化や消費者ニーズの多様化がさらに進み、その傾向が強まると考えます。また、今般の食品衛生法改正により、輸入食品のHACCPによる衛生管理及び乳製品・水産食品の衛生証明書の添付の輸入要件化、器具・容器包装のポジティブリスト制度が始まります。

このような情勢において、輸入食品の安全を確保すること、その目に見える形として輸入食品の基準違反を減らすことは、より一層重要となります。輸出国における生産段階から輸入後の国内流通に至る各段階において、的確な監視と対策が必要であると考えています。

以上を踏まえ、下記の通り意見を述べます。

**1. HACCPに基づく衛生管理を着実に推進及び確認してください。**

今般の食品衛生法改正に伴い、国内でのHACCPに沿った衛生管理が義務化され、輸入食品の一部（獣畜及び家きんの肉及び臓器）についても輸入要件化されます。2020年度計画（案）では、引き続き日本の衛生管理規制や監視状況等に関する情報の周知、輸出国の情報収集及び現地調査に力を入れる方針が示されました。これらは効果的な施策と考えます。着実に実行してください。

あわせて、輸出国の食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施してください。その上で、輸出国でのHACCP普及のための施策を継続的に、丁寧に進めることを求めます。

## 2. 輸入者への衛生管理指導を進めてください。特に、健康食品に関する取り組みについて着実に実行してください。

2019年度（平成31年度）計画に引き続き、輸入者による自主的な衛生管理、特に基本的な事項の指導や輸入前指導に力を入れる方針が示されました。輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的です。着実に実行してください。

特に健康食品は、近年濃縮した特定の成分やその過剰摂取による健康被害が国内外において複数報告されています。このような健康被害を未然に防ぐため、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な指導を行ってください。

## 3. 引き続き、食品衛生監視員の増員等、監視体制全体の強化を図ってください。

輸入食品の届け出件数の増加や経済連携協定の推進等により、今後さらに多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。また、食品衛生法改正に関連した、HACCPによる衛生管理の義務化及び器具・容器包装のポジティブリスト制度が開始されます。以前にも増して、関係各所に対する情報の周知が重要です。2020年度計画（案）では、これまでの対策をさらに進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保等、監視指導體制の強化に力を入れる方針が示されています。この施策の確実な実施を求めます。

あわせて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携を強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有をより一層充実させてください。

## 4. 食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置など、積極的かつ具体的な対応を求めます。

食品防御への対応は、食品安全全般にとって重要な課題です。経済連携協定等の推進により、貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。

2020年度計画（案）では、輸出国での生産段階の安全確保を効果的に推進していくという方針が示されています。十分な情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を着実に行ってください。

また、有毒・有害物質の意図的な混入防止のため、調査研究や国内外関係機関との連携をより一層強化してください。食品の製造業者と行政機関等の意見交換や食品加工に関わる様々なステークホルダーによる研究会の設置など、問題を未然に防止するための施策を積極的かつ具体的に推進してください。

5. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。

輸入食品に対して、不安を感じる消費者は依然として少なくありません。また、食品の安全性に対する認識は、年代によって差があります。その時々的情勢に応じ、受け手に寄り添った、幅広い手段によるリスクコミュニケーションを積極的に行ってください。貴省公式SNS等を活用した、輸入食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。また、他の媒体についても、消費者に広く伝わる、分かりやすく丁寧な情報発信となるよう、一層の努力を求めます。消費者・国民の理解を促進する、より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、粘り強く施策強化を行ってください。

以上